



循環 第 624 号
平成23年8月30日

各 市 町 村 長 殿
廃棄物処理業者 各位

山形県生活環境部長

「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」について（通知）

平成23年3月11日の東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生したところです。震災により生じた災害廃棄物の処理は、その量、質ともに平時において市町村が行うごみ処理とは全く異なるものであり、また、震災により甚大な被害を受け、処理体制を十分に確保できない市町村も存在していることなどから、これら災害廃棄物の処理は長期にわたるものと想定されます。

一方、震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による汚染が広く確認されており、災害廃棄物の処理を一層困難にしているところです。

このような困難な状況を踏まえ、「県民の安全・安心」を確保しながら被災地の復興の妨げとなる災害廃棄物の迅速な処理を支援していくため、県内市町村等一般廃棄物を処理する者が災害廃棄物の受け入れにあたり統一的な取扱いとなるよう、県として別添「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」（以下「受け入れの考え方」という。）を示したものです。

つきましては、災害廃棄物を受け入れるにあたり搬入の可否を判断する際には、下記により取扱いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

受け入れの考え方は、災害廃棄物の本県での処理にあたり、「県民の安全・安心」の確保を図ることを目的としたものです。また、災害廃棄物については一般廃棄物である

ことから、災害廃棄物の処理にあたり、県として統一した取扱いをするための指針として示したものです。

- (1) 災害廃棄物の定義については、「被災市町村で特に処理が必要となった廃棄物で一般廃棄物」とし、従来と同様です。なお、受け入れの考え方では、後述するとおり県外廃棄物についても放射性物質による汚染が懸念される場合には、災害廃棄物と同様の取扱いをすることとして「災害廃棄物等」としたことから、入念的に定義したものです。
- (2) 原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質により汚染されたおそれがある福島県内の災害廃棄物は、平成23年6月23日に環境省で示した「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（以下「処理方針」という。）により、当分の間、福島県内で処理することとされていることから、災害廃棄物の受け入れ元は福島県を除くものです。一方、福島県以外の被災地については、東北6県及び北海道、新潟県による8道県の災害協定「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」や地理的条件も考慮し宮城県及び岩手県としたものです。
- (3) 国においても、放射性物質に汚染された可能性がある災害廃棄物の処理基準が明確化されていないことから、焼却施設や最終処分場の周辺住民や作業者の安全を確保することを前提に検討された処理方針に準じて処理することとしたものです。

2 災害廃棄物の処理に係る基本的事項

- (1) 災害廃棄物の処理にあたり搬入協議をする前に、被災地仮置場（市町村が設置した仮置場に関わらず、保管されている建物、倉庫等も含む）で災害廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行うこととし、その結果も提示し協議することとします。測定は排出者が搬入前に行うこととするほか、継続して搬入する場合には適切な頻度で測定、報告することとします。測定方法等については別紙1のとおりとします。
なお、受け入れの考え方の3、4に示した基準を超える災害廃棄物は受け入れません。
- (2) 受け入れた災害廃棄物を、受け入れの考え方の3、4に示した埋立処分又は焼却処分以外の処理をする場合には、処理基準等も示されていないことから、周辺住民や作業者の受ける線量が1 mSv/年を超えないように管理することとしたものです。具体的には空間放射線量率が0.19 μ Sv/時を超えない範囲で処理することとします。
- (3) 処理する者は、下記3又は4で測定した放射性セシウム濃度及び敷地境界等の空間

放射線量率の測定結果を定期的に県に報告することとします。

処理する者には、埋立処分、焼却処分をする者のほか、焼却以外の中間処理、燃料等としての再生利用、一時保管する者なども含みます。

なお、搬入廃棄物の放射性セシウム濃度が基準を超過した場合や空間放射線量率が急に高くなった場合、 $0.19\mu\text{Sv}/\text{時}$ を超える値が認められた場合は、前記に関わらず直ちに県に報告するとともに、県の指示に従い災害廃棄物等の搬入、処理を中断し、原因究明等を行うこととします。

3 災害廃棄物を埋立処分する場合

- (1) 災害廃棄物の埋立にあたっては、処理方針で埋立処分が可能とされた $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下であれば、廃棄物のすぐそばで作業する者の安全が確保される濃度レベルであり、それ以下であれば実質的に安全であると考えられるが、県民の安全をより一層確保できるよう、受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、当面の間、処理方針で示された基準の $1/2$ の $4,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下としました。
- (2) 埋立処分に当たっては、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(H23.6.16 原子力災害対策本部)に準じて、埋立場所を他の廃棄物と分離し、土壌層の設置や即日覆土などを徹底することとします。
- (3) 処理する者は、最終処分場からの放流水等の放射性セシウム濃度及び敷地境界での空間放射線量率の測定を行うこととします。測定方法等については別紙1のとおりとします。

4 災害廃棄物の焼却について

- (1) 災害廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムは焼却後の燃え殻やばいじんに濃縮されますが、これまでの測定結果などから約20倍に濃縮されると試算されます。このことから、受け入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度は、焼却後の燃え殻やばいじんの放射性セシウム濃度を埋立処分が可能で $4,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下となるよう $200\text{Bq}/\text{kg}$ 以下としました。

なお、焼却する際、他の汚染されていない廃棄物と混焼することも考えられますが、より厳しい基準として汚染物のみ専焼した場合を想定して設定しました。

- (2) 焼却処理は、バグフィルターに活性炭などの吸着性能を有する物質の吹込装置が設けられている場合のほか、湿式排ガス処理装置が設けられている場合など十分な集じん能力を有すると認められる排ガス処理装置が設置されている施設で焼却可能です。

- (3) 処理する者は、焼却処理に伴う燃え殻、ばいじん、排ガス、排水等の放射性セシウム濃度及び敷地境界の空間放射線量率の測定を行うこととします。測定方法等は別紙1のとおりとします。
- (4) 災害廃棄物を単純に焼却するのではなく、バイオマス発電等の燃料に利用する場合や熔融処理する場合についても焼却に準じることとします。

5 モニタリング

- (1) 県では、仮置場及び廃棄物処理施設の周辺住宅地において空間放射線量率を測定するなど、必要なモニタリング調査を行うこととします。これは、県民の安全性を確保するとともに、処分の安全性を担保するためです。基本的には事業場内は処理する者が監視し、周辺環境は県がモニタリングするものです。
- (2) 県は、モニタリングの結果をとりまとめ、県ホームページ等で定期的に公表します。
- (3) 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が自ら災害廃棄物を受け入れて処理を行う場合は、周辺環境も含めて市町村等が自ら必要な調査及びモニタリングを行うこととします。また、市町村等はモニタリング結果を県に報告することとします。

6 県外廃棄物の取扱い

災害廃棄物を除く県外廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を処理する場合について、搬入する廃棄物の発生工程や原材料等から廃棄物までの保管等の状況などから、災害廃棄物と同様に放射性物質による汚染が懸念される場合は、災害廃棄物と同様に取り扱うこととします。

一方、汚染が懸念されないものは、例えば、屋内で発生した感染性廃棄物で屋外での保管がなされていないものなどが考えられますが、保管等の状況を踏まえ個別具体的に判断することとします。

なお、災害廃棄物については排出地域を宮城県、岩手県に限定しましたが、県外廃棄物については排出地域を限定しないこととしましたので、すべての県外廃棄物について汚染のおそれについて個別に判断することとします。

また、県外産業廃棄物の搬入に際しては、山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づき事前協議していただいているところであり、事前協議の際に別紙2により放射性セシウム濃度を測定することとします。事前協議済みの案件についても引き続き搬入する場合には前記の取扱いのとおりとし、必要に応じて測定していただくこととします。

7 その他

災害廃棄物等の処理にあたっては、放射性物質に関すること以外は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号）」の規定が適用されますので、現行法令等の規定を遵守してください。

また、放射性物質以外にも、有害物質等が含まれるおそれがある災害廃棄物については産業廃棄物処理基準に準じて適切に処理することとします。